

重要取組シート

監査委員事務局

取組項目		2 監査の実効性の確保
現状・課題		○毎年度実施する監査において、公有財産の管理、業務委託（指定管理業務を含む。）、現金等の管理などの項目で、部局は異なるものの同様の指摘が繰り返し行われている。また、前回監査での指摘に対し、是正・改善内容（措置内容）を記載した通知が公表されているにもかかわらず、同一部局の次の監査で同様の指摘が行われることもある。このような状況をなくすため、監査の実効性を確保する必要がある。
取組の内容		○監査結果として「指摘」もしくは「意見」を公表するだけでなく、早期に適切な措置内容の報告を求め、同様の誤りが繰り返し発生しないための再発防止策が講じられているかを確認する。 ○定期監査や決算審査において、過去の監査での指摘に対する再発防止策が継続されているか改めて確認することで、牽制機能を発揮する。 ○複数の部局で同様の指摘が繰り返されている場合は、必要に応じて制度所管課に「監査結果報告に添える意見」を付すなど、全庁的な再発防止策の検討を促す。 ○全庁の内部統制を推進する総務局（行政経営課）と監査結果について意見交換し、監査結果の内容を全庁に発信、情報共有してもらう。また、内部統制評価報告書の審査においても、内部統制評価部局である総務局（法制文書課）と意見交換し、内部統制の整備・運用の強化に資するよう取り組む。
スケジュール	前期 （～7月）	☐ 措置内容の報告を受ける（随時） ☐ 決算審査で、過去の監査での指摘に対する再発防止策の継続状況を確認（5～8月） ☐ 内部統制評価報告書の審査及び総務局との意見交換（6～8月）
	中期 （～11月）	☐ 定期監査で、過去の監査での指摘に対する再発防止策の継続状況を確認（8～2月）
	後期 （～3月）	☐ 監査結果の公表、総務局との意見交換（12、3月）
	次年度以降	☐ 上記取組の継続実施
進捗の状況	前期 （～7月）	☐ 措置内容の報告を受ける（4～8月） ☐ 決算審査で、過去の監査での指摘に対する再発防止策の継続状況を確認（5～8月） ☐ 内部統制評価報告書の審査及び総務局との意見交換（6～8月）
	中期 （～11月）	☐ 定期監査で、過去の監査での指摘に対する再発防止策の継続状況を確認（8月～）
	後期 （～3月）	

(様式 4)

2025 堺市基本計画	該当する 施策	—		
	寄与する KPI	—		目標値（2025 年度） —
堺市SDGs 未来都市計画	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号 —	—	
	寄与する KPI	—		目標値（2025年度） —